

公益社団法人

日本ハング・パラグライディング連盟

JHF 技能証規程

ハンググライディング技能証規程編

ハンググライディング技能証規程

制定 1978年

改正 2019年 2月 4日 理事会

改正 2020年 3月 27日 理事会

改正 2020年 10月 15日 理事会

分割 2020年 12月 4日 理事会

改正 2021年 5月 27日 理事会

改正 2022年 3月 11日 理事会

改正 2022年 10月 3日 理事会

改正 2023年 7月 28日 理事会

目次

- H-1 ハンググライディング技能証 3
 - H-1-1 HG-A 級技能証(ハンググライディング A 級パイロット技能証) 4
 - H-1-2 HG-B 級技能証(ハンググライディング B 級パイロット技能証) 6
 - H-1-3 HG-NP 技能証(ハンググライディングノービスパイロット技能証) 8
 - H-1-4 HG-P 技能証(ハンググライディングパイロット技能証) 11
 - H-1-5 HG-補助動力技能証(ハンググライディング補助動力技能証) 14
 - H-1-6 HG-XC 技能証(ハンググライディングクロスカントリー技能証) 17
 - H-1-7 HG-T 技能証(ハンググライディングタンDEM技能証) 19
 - H-1-8 HG-上級 T 技能証(ハンググライディング上級タンDEM技能証) 22
 - H-1-9 HG-助教員技能証(ハンググライディング助教員技能証) 25
 - H-1-10 HG-教員技能証(ハンググライディング教員技能証) 28
 - H-1-11 HG-C 級技能証(ハンググライディング C 級パイロット技能証) 31
- H-2 ハンググライディング技能証を併せ有する者の効力 34
 - H-2-1 HG-XC 技能証と HG-補助動力技能証を併せ有する者の効力 34
 - H-2-2 HG-XC 技能証と HG-T 技能証を併せ有する者の効力 34
 - H-2-3 HG-補助動力技能証と HG-T 技能証を併せ有する者の効力 34
 - H-2-4 HG-XC 技能証、HG-補助動力技能証、HG-T 技能証を併せ有する者の効力 34
 - H-2-5 HG-補助動力技能証と HG-教員技能証または HG-助教員技能証を併せ有する者の効力 34
 - H-2-6 HG-XC 技能証と HG-教員技能証または HG-助教員技能証を併せ有する者の効力 35
 - H-2-7 HG-T 技能証と HG-教員技能証または HG-助教員技能証を併せ有する者の効力 35
 - H-2-8 HG-上級 T 技能証と HG-教員技能証または HG-助教員技能証を併せ有する者の効力 35
- H-3 ハンググライディング検定員証 37
 - H-3-1 HG-助教員検定員証(ハンググライディング助教員検定員証) 37
 - H-3-2 HG-教員検定員証(ハンググライディング教員検定員証) 37
- H-4 ハンググライディング認定証 38
 - H-4-1 HG-助教員実技認定証(ハンググライディング助教員実技認定証) 38
 - H-4-2 HG-助教員学科認定証(ハンググライディング助教員学科認定証) 38
 - H-4-3 HG-教員実技認定証(ハンググライディング教員実技認定証) 38
 - H-4-4 HG-教員学科認定証(ハンググライディング教員学科認定証) 39
 - H-4-5 HG-教員教習実技認定証(ハンググライディング教員教習実技認定証) 39

H-1 ハンググライディング技能証

JHF は技能証規程を制定し、技能に応じてハンググライダーの技能証を発行し、その技能を証明する。

ハンググライディング技能証の種類

- 1) HG-A 級技能証(ハンググライディング A 級パイロット技能証)
- 2) HG-B 級技能証(ハンググライディング B 級パイロット技能証)
- 3) HG-NP 技能証(ハンググライディングノービスパイロット技能証)
- 4) HG-P 技能証(ハンググライディングパイロット技能証)
- 5) HG-補助動力技能証(ハンググライディング補助動力技能証)
- 6) HG-XC 技能証(ハンググライディングクロスカントリー技能証)
- 7) HG-T 技能証(ハンググライディングタンDEM技能証)
- 8) HG-上級 T 技能証(ハンググライディング上級タンDEM技能証)
- 9) HG-助教員技能証(ハンググライディング助教員技能証)
- 10) HG-教員技能証(ハンググライディング教員技能証)
- 11) HG-C 級技能証(ハンググライディング C 級パイロット技能証)

H-1-1 HG-A 級技能証(ハンググライディングA級パイロット技能証)

H-1-1-1 HG-A 級技能証の効力

HG-A 級技能証を有する者は、HG 教員又は HG 助教員の監督を受ける場合及び、HG 教員又は HG 助教員からその監督を依頼された HG-P 技能証を有する者の監督を受ける場合に、飛行を行うことができる。

H-1-1-2 HG-A 級技能証の申請資格

HG-A 級技能証は、次に定める年齢、資格、及び経歴を有する者が申請することができる。

- 1) 申請を行う日迄に 14 歳に達していること。ただし、保護者の承認があれば限定しない。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) ハンググライダーの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、HG-A 級技能証課程を修了すること。
- 4) HG-A 級技能証学科検定試験に合格すること。
- 5) HG-A 級技能証実技検定試験に合格すること。
- 6) ハンググライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 7) 18 歳未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 8) 国内外で同等の技能証を取得したものは 3) から 5) の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請できる。

H-1-1-3 HG-A 級技能証課程と検定試験科目

1. 目標：A 級

HG 教員の指導の下、補助を受けずに、低高度での安全な離陸と着陸ができる技能を習得する

2. 練習生：飛行の経験を有しない者。

3. 科目数：実技科目 12 科目

学科科目 22 科目

4. 実技科目表：

- (1) 機材の取り扱い(セットアップ、ブレークダウン、各部名称、運搬、保管、その他)
- (2) プレフライトチェック
- (3) 機体の取り回し(移動と置き方)
- (4) 迎え角と揚力・抗力(ハーネスなしでの歩行・走行)
- (5) ハーネスの着用とハングチェック
- (6) ホールド
- (7) グラウンドハンドリング(ホールド～迎え角を保った走行～加速～フレアストップ)
- (8) シミュレーターを使った練習
- (9) 傾きの修正(ロールコントロール)
- (10) 強風時のロープトレーニング(強風時のみ実施)
- (11) スクーターイング(設備のあるスクールでのみ実施)
- (12) 初歩の直線滑空飛行

習得判断基準 各科目の 3 回成功

5. 学科科目表：

ハンググライダー及び装備

- (1) 機体各部の名称と役割、素材、保管と手入れ
- (2) 安全のための服装と装備(タイヤ、ヘルメット、グローブ、シューズ、服装)
- (3) ハーネス(スカイフローターとエプロン、各部名称、装着方法、フックインとフックアウト、体格に合わせた調整)
- (4) ロールコントロール(手を返す前と後での操作方法の違い)
- (5) 風向風速に応じた機体の取り回し

(6) 他者のサポートの仕方

気象と地形

- (7) 吹流しによる風向・風速の見方
- (8) 風の予測方法

空気力学

- (9) 迎え角と揚力・抗力
- (10) 対気速度と対地速度の理解
- (11) 「ロール」「ピッチ」「ヨー」という用語の理解

パイロット

- (12) 身体的要素（十分な睡眠、休養、食事、健全な状態で練習する）
- (13) 心理的要素（不安や恐怖があるときは練習しない）
- (14) 大きく傾いて斜面や物にぶつかりそうな時の対応
- (15) プレフライトチェックの必要性の理解（誰もがミスをするという意識）
- (16) ハングチェック（他者のハングチェックをする、自分のハングチェックを依頼する）

ルールと制度

- (17) 日本ハング・パラグライディング連盟 (FAI と JHF)
- (18) フライヤー会員登録 (システム、料金、保険)
- (19) ハンググライディング技能証 (HG-A 級、HG-B 級、HG-NP、HG-P、HG-XC、HG-補助動力、HG-T、HG 上級 T、HG-助教員、HG-教員)
- (20) スクール及びトレーニング (JHF 教員、JHF 助教員、HG-A 級課程)

飛行と安全

- (21) 周囲警戒
- (22) 自分の練習が済んだら、速やかに場所を空ける

6. HG-A 級技能証検定試験

1 実技検定試験科目 (12)

合格基準 試験科目を実演し単独にて安全に安定した飛行ができる

2 学科検定試験科目

- ・ JHF 出題の学科検定試験問題に合格すること

合格判定基準 正解率 70%以上

- ・ 試験の実施は HG 教員が行い、点数の不足する者に対しては再教育を行うこと
- ・ 試験は口頭でも可

H-1-1-4 HG-A 級技能証学科検定試験規則

- 1) HG-A 級技能証学科検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、JHF 作成の学科試験問題を使用し HG 教員が随時行う。
ただし、口頭試問でも可とする。
- 2) HG 教員は学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、実技検定試験に併せて合格した者の技能証の申請を速やかに行わなければならない。正解率 70%以上を合格とする。

H-1-1-5 HG-A 級技能証実技検定試験規則

- 1) HG-A 級技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、HG 教員が随時行う。
- 2) HG 教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、学科検定試験に併せて合格した者の技能証の申請を速やかに行わなければならない。

H-1-2 HG-B 級技能証(ハンググライディングB級パイロット技能証)

H-1-2-1 HG-B 級技能証の効力

HG-B 級技能証を有する者は、HG 教員又は HG 助教員の監督を受ける場合及び、HG 教員又は HG 助教員からその監督を依頼された HG-P 技能証を有する者の監督を受ける場合に、飛行の練習を行うことができる。

H-1-2-2 HG-B 級技能証の申請資格

HG-B 級技能証は、次に定める年令、資格、及び経歴を有する者が申請することができる。

- 1) 申請を行う日迄に 14 歳に達していること。ただし、保護者の承認が有れば限定しない。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) HG-A 級技能証を有すること。
- 4) ハンググライダーの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、HG-B 級技能証課程を修了すること。
- 5) HG-B 級技能証学科検定試験に合格すること。
- 6) HG-B 級技能証実技検定試験に合格すること。
- 7) ハンググライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 18 歳未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 9) 国内外で同等の技能証を取得したものは 3) から 6) の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請できる。

H-1-2-3 HG-B 級技能証課程と検定試験科目

1. 目標：B 級技能の習得

HG 教員の指導の下、補助を受けずに、低高度での安全な離陸、安定した直線飛行及び旋回飛行、安全な着陸ができる技能を習得する

2. 練習生：HG-A 級技能証を有する者。

3. 科目数：実技科目 10 科目

学科科目 17 科目

4. 実技科目表：

- (1) 機材の取り扱いとプレフライトチェック
- (2) フライトプラン [1]
(風向風速の判断、立ち位置、離陸場所、横方向の修正、着地場所、飛行方向の想定)
- (3) 周囲警戒と飛行決心 [1] (風向風速の判断、衝突回避)
- (4) テイクオフ [1] (ピッチ、ロールのコントロール、適切な加重、蹴り出し)
- (5) 直線飛行滑空 (スタンディングフォームと左右の修正)
- (6) ランディング [1]
(左右バランス、速度コントロール、風に合わせた適切なフレアー、安全な着地)
- (7) 初歩の旋回飛行 (左または右に 5~10 度の旋回)
- (8) 30 度程度の左右旋回 (左または右に 30 度程度方向を変え、水平に戻して着地する)
- (9) 高高度飛行の準備 [1] (山飛び用の機体への乗換え、CG 確認、開傘シミュレーション)
- (10) 高高度飛行の準備 [2]
(テイクオフ場・ランディング場の見学、ランディングアプローチの図上演習)

習得判断基準

(2)、(10)は HG 教員の口頭試問。(1)、(3)~(9)は各科目 3 回成功

5. 学科科目表

ハンググライダー及び装備

- (1) プレフライトチェック (点検項目、ボルト・ナットのゆるみの確認、練習機の損傷しやすい部位)
- (2) CG の調整方法とその効果
- (3) 高高度飛行に必要な機材 (セカンダリー・ハングループ、スピードメーター、緊急パラシュート、無

線機、ログブック)

(4) 運用限界プラカード

操縦の原理

(5) 支点と力点 (常に2点以上の支持が必要)

(6) 加重と揚力

(7) 操縦性 (重心と姿勢、機速とロールの効き、操縦動作をしてから機体が動くまでの時間差)

(8) 運動エネルギーとピッチコントロール

(9) 地面効果

(10) 風の強さとフレアー

(11) 旋回と揚力と速度

気象と地形

(12) 地形と地名、コース取り

(13) 練習に適した気象条件の理解

(14) 風向きとローター

(15) 安定した風と乱れた風

パイロット

(16) エリアルール

(17) パイロット同士のコミュニケーション

6. HG-B 級技能証検定

1 実技検定試験科目 (4)、(5)、(6)、(8)

合格基準 試験科目を実演し単独にて安全に安定した飛行ができる

2 学科検定試験科目

・ JHF 出題の学科検定試験問題に合格すること

合格判定基準 正解率 70%以上

・ 試験の実施は HG 教員が行い、点数の不足する者に対しては再教育を行うこと

・ 試験は口頭でも可

H-1-2-4 HG-B 級技能証学科検定試験規則

1) HG-B 級技能証学科検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、JHF 作成の学科試験問題を使用し HG 教員が随時行う。

ただし、口頭試問でも可とする。

2) HG 教員は学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、実技検定試験に併せて合格した者の技能証の申請を速やかに行わなければならない。正解率 70%以上を合格とする。

H-1-2-5 HG-B 級技能証実技検定試験規則

1) HG-B 級技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、HG 教員が随時行う。

2) HG 教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、学科検定試験に併せて合格した者の技能証の申請を速やかに行わなければならない。

H-1-3 HG-NP 技能証(ハンググライディングノービスパイロット技能証)

H-1-3-1 HG-NP 技能証の効力

HG-NP 技能証を有する者は、フライトエリアの管理者の承認を受けた場合に限り、HG-NP 技能証課程での飛行を、管理された空域の範囲内で自己の判断と責任において行うことができる。

H-1-3-2 HG-NP 技能証の申請資格

HG-NP 技能証は、次に定める年令、資格、及び経歴を有する者が申請することができる。

- 1) 申請を行う日迄に 14 歳に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) HG-B 級技能証を有すること。
- 4) ハンググライダーの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、HG-NP 技能証課程を修了すること。
- 5) HG-NP 技能証の学科検定試験の合格すること。
- 6) HG-NP 技能証実技検定に合格すること。
- 7) ハンググライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 18 歳未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 9) 国内外で同等の技能証を取得したものは 3) から 6) の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請できる。

H-1-3-3 HG-NP 技能証課程と検定試験科目

1. 目標：ノービスパイロット技能の習得

エリア管理者の承認を得た場合、管理された空域の範囲内で、自己の判断と責任において安全に

高高度飛行ができる技能を習得する

2. 練習生：HG-B 級技能証を有する者。

3. 科目数 実技科目 14 科目

学科科目 23 科目

4. 実技科目表：

- (1) フローターハーネスからプローンハーネスへの乗り換え
- (2) セットアップとプレフライトチェック
- (3) フライトプラン [2]
(風向風速の判断、ランディング場の風の確認、インストラクターへのプラン説明)
- (4) 周囲警戒と飛行決心 [2]
- (5) テイクオフ [2] (弱風時・強風時のホールドと走り出し、左右の修正、安全なテイクオフ)
- (6) 直線修正飛行 [1]
(安定した大気。目的地への直線飛行、ニュートラル速度、適切な修正、ファスナーの開閉)
- (7) 直線修正飛行 [2]
(やや不安定な大気、サーマル発生時。上昇風や下降風に合わせたピッチ・ロール操作)
- (8) 偏流修正飛行 (3m/s 程度までのクロスウィンド、目標物の設定、風に合わせた偏流角)
- (9) ランディングアプローチの準備
(ファスナーを開けるタイミング、ベースバーからアップライトへの持ち替え)
- (10) 安定した 90 度旋回と 180 度旋回 (旋回の導入・維持・終了、ピッチアップの抑え、平行に体重移動)
- (11) ランディングアプローチ (8 の字)
- (12) ランディングアプローチ (場周。高度処理、ダウンウィンドレグ、ベースレグ、ファイナルターン)
- (13) ファイナルアプローチ (スタンディング姿勢、ピッチコントロール、アップライトへの持ち替え)
- (14) ランディング [2] (ターゲット半径 30m 以内への安全な着地)

習得判断基準 3 は HG 教員の口頭試問。(1)、(2)、(4)～(14)は各科目 3 回成功。

5. 学科科目

ハングライダー及び装備

- (1) フローターハーネスとプローンハーネスの特性
- (2) ハーネスの調整
- (3) セットアップミスの防止

操縦の原理

- (4) 速度と機体の安定性、最良滑空速度、ニュートラル確認
- (5) 静止点法によるグライドパスの判断
- (6) 風向風速の判断
- (7) 様々な風向・風速に対する適切なアプローチ方法
(8の字アプローチの利点と欠点、場周アプローチが使いにくい状況)
- (8) 風向きが変わった場合の対処

空気力学

- (9) 対気速度と対地速度
- (10) 旋回のバンクと沈下速度の関係

パイロット

- (11) フックアウトの防止（自分と他者のハングチェック、ハーネスを機体に取り付けてから着る習慣）
- (12) 緊張や恐怖への対処
- (13) フライトは自己責任

気象と地形

- (14) 風向きと地形による上昇風帯と下降風帯
- (15) 高度による風向風速の違い
- (16) 日射と気温上昇によるサーマルの発生
- (17) 本流と吹流し（風が巻いて「だまし」になっている可能性）
- (18) ランチャーと斜面の違い
- (19) 緊急ランディング場の場所と降り方

飛行と安全

- (20) 周囲警戒
- (21) トラフィックルールと優先権
- (22) 同時進入の防止
- (23) ハングライダーとパラグライダーの特性

6. HG-NP 技能証検定試験

- 1 実技検定試験科目 (4)、(5)、(11)または(12)、(13)、(14)
合格基準 試験科目を実演し単独にて安全に安定した飛行ができる
- 2 学科検定試験科目
・HG 教員が行う HG-NP 技能証学科検定試験に合格すること
・合格判定基準 正解率 70%以上

H-1-3-4 HG-NP 技能証学科検定試験規則

- 1) HG-NP 技能証学科検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、JHF 作成の学科試験問題を使用し HG 教員が随時行う。
ただし、口頭試問でも可とする。
- 2) HG 教員は学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、実技検定試験に併せて合格した者の技能証の申請を速やかに行わなければならない。正解率 70%以上を合格とする。

H-1-3-5 HG-NP 技能証実技検定試験規則

- 1) HG-NP 技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、HG 教員が随時行う。
- 2) HG 教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、学科検定試験に併せて合格した者の技能証の申請を速やかに行わなければならない。

H-1-4 HG-P 技能証(ハンググライディングパイロット技能証)

H-1-4-1 HG-P 技能証の効力

HG-P 技能証を有する者は、管理された空域において、ハンググライダーによる競技飛行、記録飛行、検定飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うほか、HG 教員又は助教員の依頼を受けた場合は、その指定されたハンググライダー練習生技能証を有する者の飛行を監督することができる。

H-1-4-2 HG-P 技能証の申請資格

HG-P 技能証は、次に定める年齢、資格、及び経歴を有する者が申請することができる。

- 1) 申請を行う日迄に 16 歳に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) HG-C 級技能証または HG-NP 技能証を有すること。
- 4) ハンググライダーの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、HG-P 技能証課程を修了すること。
- 5) HG-P 技能証学科検定に合格すること。
- 6) HG-P 技能証実技検定に合格すること。
- 7) ハンググライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 18 歳未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 9) 国内外で同等の技能証を取得したものは 3) から 6) の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請できる。

H-1-4-3 HG-P 技能証課程と検定試験科目

1. 目標：パイロット技能の習得

管理された空域において、ハンググライダーによる競技飛行、記録飛行、検定飛行、その他すべての飛行を自己の判断と責任においておこなう技能を習得する。

HG 教員・助教員の委託を受けて、A 級・B 級・C 級・NP 証の練習を監督できるようになる。

2. 練習生：HG-C 級技能証または HG-NP 技能証の所有者。

3. 科目数：実技科目 10 科目 学科科目 26 科目

4. 実技科目表：

(1) フライトプラン [3]

(2) マヌーバー [1]

- ①最小沈下速度、
- ②直線飛行中の失速と回復、
- ③高速直線飛行、
- ④フィギュアエイト（30 度バンク）、
- ⑤360 度連続旋回（30 度バンクで同方向 3 周）

(3) ソアリング [1] リッジまたはサーマルで 15 分以上、獲得高度 50~100m)

(4) サーマル間の移動（片道 3km 以上のアウト&リターン、グライディング、周囲警戒、VG の使い方）

(5) テイクオフ [3]

- ①安全なテイクオフ（最大風速 5~8m/s）
- ②他者のテイクオフのサポート）

(6) ランディング [3]

- ①サーマル発生時
- ②強風時
- ③横風・追い風
- ④ターゲット半径 25m 以内

(7) 気象判断（情報収集の仕方、実測値と予報値の違いの理解、観天望気の習慣づけ）

(8) 機材の理解と取り扱い（バテンチャートを使ったバテンの点検と補正、プレフライトチェック）

(9) ホームエリア以外でのフライト

(3 か所以上のエリアでフライト、訪問先の情報収集、現地での状況確認、実際のフライト)
(10) 競技フライト [1] (計器へのタスク入力、GPS ナビゲーションを利用したフライト)

習得判断基準

(1)、(7)、(10)はHG 教員の口頭試問。(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(8)、(9)は各科目 3 回成功

5. 学科科目表

飛行と安全

- 1 飛行禁止空域・着陸禁止場所
- 2 周囲警戒・衝突の予防
- 3 ローカルルール

サーマルソアリング

- 4 リフトの発生原理、地形と風
- 5 雲中飛行の危険性と雲底からの離脱
- 6 サーマル間の移動

気象と地形

- 7 天気図、エマグラム、地形と局地風
- 8 気温減率と逆転層
- 9 危険な状況 (寒冷前線、積乱雲)
- 10 実測値と予報値

ハンググライダー及び装備

- 11 スピンとスパイラル
- 12 ピッチ安定機構
- 13 ポーラーカーブ
- 14 失速とアドバースヨー
- 15 ハンググライダーのクラス分類
- 16 機体のチューニング
- 17 ハーネスの調整
- 18 パラシュートのリパック

パイロット

- 19 無理のない機材の選択
- 20 「初めて」は一度に一つ
- 21 社会的責任と損害賠償 (JHF フライヤー会員登録、その他各種保険に個人賠償責任特約付帯可能)
- 22 リスク管理 (正常性バイアス、中級者症候群)
- 23 学び続けるということ

競技フライト

- 24 用語とルールの理解
- 25 周囲警戒
- 26 ゴールまでのフライトプラン

6. HG-P 技能証検定試験

- 1 実技検定試験科目 2 (②⑤)、5 (①)、6 (④)
合格基準 試験科目を実演し安全に安定した飛行ができる
- 2 学科検定試験科目
・HG 教員が行う HG-P 技能証学科検定試験に合格すること

- ・合格判定基準 正解率 70%以上

H-1-4-4 HG-P 技能証学科検定試験規則

- 1) HG-P 技能証学科検定試験は、HG 教員技能証を有する者が随時行う。
- 2) HG-P 技能証学科検定試験は JHF から提供された試験問題を使用し、HG 教員の監督の下に行わなければならない
- 3) 学科検定試験を行った HG 教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しなければならない。正解率 70%以上を合格とする。
- 4) 学科検定試験を行った HG 教員は学科検定試験終了後、間違っただ理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない。
- 5) 学科検定試験を行った HG 教員は学科検定試験の合否を証明することができる。

H-1-4-5 HG-P 技能証実技検定試験規則

- 1) HG-P 技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、HG 教員が随時行う。
- 2) 実技検定試験を実施した HG 教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、技能証の申請を速に行わなければならない。

H-1-5 HG-補助動力技能証(ハンググライディング補助動力技能証)

H-1-5-1 HG-補助動力技能証の効力

HG-補助動力技能証を有する者は、管理された空域において、補助動力ハンググライダーによる競技飛行、記録飛行、検定飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うほか、HG-補助動力技能証を有するHG 教員又はHG 助教員の依頼を受けた場合は、その指定されたHG-P 技能証を有する者が行うHG-補助動力技能証課程の練習飛行を監督することができる。

H-1-5-2 HG-補助動力技能証の申請資格

HG-補助動力技能証は、次に定める年齢、資格、及び経歴を有する者が申請することができる。

- 1) 申請を行う日迄に16歳に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) HG-P 技能証を有すること。
- 4) 補助動力ハンググライダーの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、HG-補助動力技能証課程を修了すること。
- 5) HG-補助動力技能証学科検定に合格すること。
- 6) HG-補助動力技能証実技検定に合格すること。
- 7) ハンググライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 18歳未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 9) 国内外で同等の技能証を取得したものは3)から6)の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請できる。

H-1-5-3 HG-補助動力技能証課程と検定試験科目

1. 目 標：補助動力技能証の取得
HG-P 技能証を有する者が、補助動力を装備して飛行を行うのに必要な技能を習得する。
2. 練習生：HG-P 技能証の所有者
3. 練習：練習時間3時間、(飛行回数20回)
4. 科目数：30科目、内訳 習得科目 8科目(○印)、試験科目 7科目(●印)
訓練科目 15科目(無印、△印)
5. 科目表：
 - 1. 飛行準備(機体、装備品、動力装置、燃料、その他の用意と安全確保)
 - 2. エンジンの始動・停止(消火器、プロペラ回転、プロペラ後流、消音装置)
 - 3. エンジンのスロットル操作(始動、全開、巡航、アイドリング)
 - 4. 周囲警戒(空中及び地上の安全性確認及び他機警戒)
 - 5. 出発及び助走(周囲警戒、気象判断、出発決心)
 - 6. 離陸及び初期上昇(速度、姿勢及びコースの保持)
 7. 上昇直線飛行(速度、上昇率、針路、コースの一定保持)
 8. 上昇90度旋回(左旋回、右旋回)
 9. 上昇180度旋回(左旋回、右旋回、速度、上昇率、一定バンクの保持)
 10. 上昇180度旋回(左右交互に連続3回)
 - 11. 上昇360度連続旋回(左右、各連続3回、速度、上昇率、バンク保持)
 12. 水平直線飛行(速度、高度、針路、コースの一定保持)
 13. 水平旋回飛行(左右、90度、180度、360度、連続旋回、バンク・高度保持)
 14. 降下直線飛行(高度、針路、コースの一定保持)
 15. 降下旋回飛行(左右、90度、180度、360度、連続旋回、バンク保持)
 - 16. オンパイロン 360度連続旋回(左右、各連続3回、旋回半径保持、高度保持)
 17. 四角形場周飛行(飛行コースの保持、旋回地点、離陸地点の確認、他機警戒)
 - 18. 180度サイド・アプローチ(90度2回の場周進入、進入判断、他機警戒)
 - 19. オーバーヘッド・アプローチ(着地点上空通過の進入、進入判断、他機警戒)
 - 20. 指定地着陸 パワーオフ、指定地点から半径25m以内の着陸及び停止
 21. プロペラの回転降下 トルク、スラスト、後流、ジャイロプレセッション
 - △22. 水平飛行中の失速及び回復 座学、実施の際は十分な余裕高度

- △23. 急上昇中の失速及び回復 座学、実施の際は十分な余裕高度
- △24. 旋回飛行中の失速及び回復 座学、実施の際は十分な高度
- △25. 連続旋回中のスパイラル降下からの回復 座学、実施の際は十分な余裕高度
- △26. 離陸後にエンジンが停止した場合の処置 座学、実施の際は十分な余裕高度
- 27. 機体の収納及び運搬
- 28. 機体、補助動力装置及び装備品の点検・調整
- 29. 機体補助動力装置及び装備品の保守・修理
- 30. 補助動力試験科目：●印（2、6、11、16、18、20）

6. 備考

1. この補助動力課程は、HG-P 技能証所有者が操縦練習を行うために必要最小限の練習科目を示す。科目は、原則としてパワーオン(エンジン作動中)で実施する。
2. 使用する機材は、JHSC（日本ハング・パラグライディング安全性委員会）に登録されていることが望ましい。
3. 機材の使用法及び操作方法については、その取扱書の指示に従うこと。
特に、燃料の補給、エンジンの始動・操作・停止、離陸・着陸・不時着陸、飛行中の緊急事態の発生、等の場合における火災予防・消火行動の対応能力は、きわめて大切である。
4. ○印は、単独操縦で確実に実施できなければならない習得すべき科目を示す。確実に、引き続き3回実施できた場合は、習得できたものとみなすことができる。
5. 無印は、○印科目の為の予習科目及び操作熟練の為の演習科目である。
6. △印は、緊急処置を教育し訓練する科目である。
7. 動力を作動して飛行している場合は、動力装置の無い機体及び動力を停止している機体の飛行に対して、その進路を譲ること。
8. 補助動力技能検定の受験迄の最少練習時間は3時間、最少飛行回数は20回とする。
(実情に応じ、最少練習時間及び最少飛行回数を超えて実施することが望ましい)
9. 習得すべき操縦の精度は、次のとおりとする。
 - a) 前後の姿勢は、確実に安定させることができる。
 - b) 旋回中のバンクは、確実に安定させ、一定に保持することができること。
 - c) 直線方向の保持及び旋回停止方向の誤差は、±10度以内に保つこと。
10. 指定地着陸は左場周と右場周がいずれも確実に実施できること。
これは、野外飛行で適正な着陸場所を選定し、有害な障害物を越えて限られた場所の地域内に安全な着陸を行い、停止することができる技能を訓練する。
11. 練習飛行を行う場合の気象状況は、次のとおりとする。
 - a) 雲高：雲低高度は、離陸高度より150m以上高いこと。飛行中、雲に入る恐れがないこと。
 - b) 視程：水平視程は、2km以上あること。
 - c) 風向：出発方向から左右各30度以内の範囲とする。
 - d) 風速：平均4m/s以内とする。瞬間最大は6m/s以内とする。
風向の振れがある場合は、状況によりその限度を下げるものとする。
12. 機材は、自らの責任で管理し、自らの判断で安全性が確認できること。
13. 飛行は、すべて自らの責任で判断できること。

7. HG-補助動力技能証検定試験

- 1 実技試験科目 2・6・11・16・18・20
合格基準 試験科目を実演し安全に安定した飛行ができる
- 2 学科試験科目
HG-補助動力技能証を有するHG教員が行うHG-補助動力技能証学科検定試験に合格すること
・合格判定基準＝正解率70%以上

H-1-5-4 HG-補助動力技能証学科検定試験規則

- 1) HG-補助動力技能証学科検定試験は、HG-補助動力技能証を有するHG教員が随時行う。
- 2) HG-補助動力技能証学科検定試験は JHF から提供された試験問題を使用し、HG-補助動力技能証を有

する HG 教員の監督の下に行わなければならない

- 3) 学科検定試験を行った HG 教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しなければならない。正解率 70%以上を合格とする。
- 4) 学科検定試験を行った HG 教員は学科検定試験終了後、間違った理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない。
- 5) 学科検定試験を行った HG 教員は学科検定試験の合否を証明することができる。

H-1-5-5 HG-補助動力技能証実技検定試験規則

- 1) HG-補助動力技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、HG-補助動力技能証を有する HG 教員が随時行う。
- 2) 実技検定試験を実施した HG 教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、技能証の申請を速に行わなければならない。

H-1-6 HG-XC 技能証(ハンググライディングクロスカントリー技能証)

H-1-6-1 HG-XC 技能証の効力

HG-XC 技能証を有する者は、航空法などあらゆる関連法規を遵守し、クロスカントリーフライトによる競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うほか、HG-XC 技能証を有する HG 教員又は HG 助教員の依頼を受けた場合は、その指定された HG-P 技能証を有する者が行う HG-XC 技能証課程の練習飛行を監督することができる。

H-1-6-2 HG-XC 技能証の申請資格

HG-XC 技能証は、次に定める年齢、資格、及び経歴を有する者が申請することができる。

- 1) 申請を行う日迄に 18 歳に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) HG-P 技能証を有すること。
- 4) クロスカントリー飛行のためのハンググライダーの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、HG-XC 技能証課程を修了すること。
- 5) HG-XC 技能証学科検定に合格すること。
- 6) HG-XC 技能証実技検定に合格すること。
- 7) ハンググライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 国内外で同等の技能証を取得したものは 3) から 6) の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請できる。

H-1-6-3 HG-XC 技能証課程と検定試験科目

1. 目標：HG-XC 技能の習得

航空法等あらゆる関連法規を遵守し、クロスカントリーフライトによる競技飛行、記録飛行、その他すべての飛行を自己の判断と責任においておこなう技能を習得する。

2. 練習生：HG-P 技能証を有する者

3. 科目数： 実技科目 6 科目 学科科目 16 科目

4. 実技科目表：

(1) クロスカントリー飛行の準備

- ①フライトプラン
- ②飛行コースの下見
- ③他者の XC フライトの回収
- ④GPS の使い方
- ⑤無線機の活用法

(2) ソアリング [2]

- ①2 時間以上かつ獲得高度 1,000m 以上のフライト
- ②往復 10km 以上のアウト&リターン
- ③片道 10km 以上のフライト

(3) マヌーバー [2]

- ①高速直線飛行 (60km/h 以上で 20 秒以上)
- ②360 度連続旋回 (45 度バンクで同方向 3 周)、
- ③深いバンクでの押し出し操作
- ④スリップターン
- ⑤フレアターン

(4) ランディング [4]

- (①ターゲット半径 15m 以内への着地、②通常のランディング場以外への着陸、③傾斜地ランディング)
- (5) 気象条件の予測とフライト後の検証
- (6) 競技フライト [2]

習得判断基準 (1)、(5)は HG 教員の口頭試問。(2)、(3)、(4)、(6)は各科目 3 回成功

5. 学科科目表：

飛行と安全

- (1) XC フライトの種類
- (2) 管理エリア外を飛ぶことのリスクと社会的影響の考慮
- (3) 飛行禁止空域と着陸禁止場所
- (4) 法律の知識
- (5) ノータムと区分航空図
- (6) 使用機材の選び方及び運用限界の理解
- (7) 負傷時の応急処置

ランディングと回収

- (8) 安全なアウトランディング（着陸場所の選び方、風の読み方）
- (9) アウトランディング時の地権者への対応
- (10) エリア管理者への連絡（入山・下山確認）
- (11) GPS、スマートフォン、ライブトラックの使い方

クロスカントリー気象

- (12) 雲を使ったサーマル発見方法
- (13) 気象情報の活用（サーマルの強さと雲低高度の予測、数値予報、コンバージェンスの予測）

競技フライト

- (14) スピード・トゥ・フライ（マクレディー理論）
- (15) HG シリーズと世界選手権代表選抜、WPRS
- (16) アクシデントを目撃した場合

6. クロスカントリー技能証検定

- 1 (1) ①、(2) ②または③
3回のフライト検定を実施し、試験科目を安全に実施した場合合格とする
- 2 学科試験科目
 - ・HG-XC 技能証を有する HG 教員が行う HG-XC 技能証学科検定試験に合格すること
 - ・合格判定基準＝正解率 70%以上

H-1-6-4 HG-XC 技能証学科検定試験規則

- 1) HG-XC 技能証学科検定試験は、HG-XC 技能証を有する HG 教員が随時行う。
- 2) HG-XC 技能証学科検定試験は JHF から提供された試験問題を使用し、HG-XC 技能証を有する HG 教員の監督の下に行わなければならない。
- 3) 学科検定試験を行った HG 教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しなければならない。正解率 70%以上を合格とする。
- 4) 学科検定試験を行った HG 教員は学科検定試験終了後、間違った理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない。
- 5) 学科検定試験を行った HG 教員は学科検定試験の合否を証明することができる。

H-1-6-5 HG-XC 技能証実技検定試験規則

- 1) HG-XC 技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、HG-XC 技能証を有する HG 教員が随時行う。
- 2) 実技検定試験を実施した HG 教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、技能証の申請を速に行わなければならない。

H-1-7 HG-T 技能証(ハンググライディングタンデム技能証)

4)-1-7-1 HG-T 技能証の効力

HG-T 技能証を有する者は、管理された空域において、同居親族または HG-P 証あるいは PG-P 技能証を有する者の同乗者と共にタンデムハンググライダーによる競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うほか、HG-T 技能証または HG-上級 T 技能証を有する HG 教員又は HG 助教員の依頼を受けた場合は、その指定された HG-P 技能証を有する者が行う HG-T 技能証課程の練習飛行を監督することができる。

また HG-上級 T 技能証を有する HG 教員又は HG 助教員の依頼を受けた場合は、その管理下において指定された JHF フライヤー会員登録証を有する者が行う HG-技能証課程の練習をタンデムで行う場合、同乗、指導することができる。

その場合、HG-上級 T 技能証を有する HG 教員又は HG 助教員は、依頼する HG-T 技能証を有するパイロットを HG-上級 T 技能証練習生として JHF に事前登録しなければならない。

H-1-7-2 HG-T 技能証の申請資格

HG-T 技能証は、次に定める年令、資格、及び経歴を有する者が申請することができる。

- 1) 申請を行う日迄に 18 歳に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) HG-P 技能証を有すること。
- 4) タンデム飛行のためのハンググライダーの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、HG-T 技能証課程を修了すること。
- 5) HG-T 技能証学科検定に合格すること。
- 6) HG-T 技能証実技検定に合格すること。
- 7) ハンググライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 国内外で同等の技能証を取得したものは 3) から 6) の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請できる。

H-1-7-3 HG-T 技能証課程と検定試験科目

実技科目	26 科目
実技検定	HG-T 技能証または HG-上級 T 技能証を有する HG 教員をパッセンジャーとした安全な高度タンデムフライト
実技検定科目	10 科目 (実技科目に○印のついているもの)
学科科目	10 科目
学科試験	JHF 学科試験問題

HG-T 技能証練習の注意点

実技練習

- ・ HG-P 技能証取得後、1 年以上経過していること。
- ・ HG-P 技能証取得後、合計飛行回数 100 回以上の経験。
- ・ HG-P 技能証取得後の合計飛行時間は特に限定しない。
- ・ HG-T 技能証または HG-上級 T 技能証を有する HG 教員・助教員をパイロットとする飛行 3 回以上。
- ・ HG-T 技能証または HG-上級 T 技能証を有する HG 教員・助教員を同乗者とする飛行 3 回以上。
- ・ HG-T 技能証または HG-上級 T 技能証を有する者を同乗者とする飛行 10 回以上。
- ・ HG-T 技能証実技習得科目の習得

習得判断基準

実技習得科目の講習を受け、単独で各科目を 3 回以上成功した場合その科目を習得したものとする。

実技検定試験

合格基準 フライト検定を行い、安全に試験科目を行った場合を合格とする。不合格の場合は一ヶ月以上の再練習期間を設け再検定を行う。

学科検定試験

- ・ JHF 出題の学科検定試験問題に合格すること
合格判定基準 正解率 80%以上

実技科目（○は実技検定科目）

フライトの準備

1. 機体・装備等の準備
2. 装備重量の確認
3. 同乗者への事前講習
4. 保険制度等の説明と同乗者の理解度確認
5. 同乗者の同意の確認

フライトプラン

6. 予測される飛行条件
7. 同乗者へのフライトプランの説明
8. 予測されるトラブルへの事前措置

同乗者の管理

9. 心身の状態の把握と管理
10. 行動手順の説明と理解の確認

安全な離陸

11. 装備状況の最終確認、ハングチェック
12. 補助者への適切な指示
13. 向かい風でのテイクオフ
14. 離陸のタイミング

フライト技術と機材の理解

15. ニーハンガー／フットバーの着脱のタイミング

安全な着陸

16. アップライトに持ち替えるタイミングと同乗者への指示
17. 8の字高度処理アプローチ
18. 場周アプローチ
19. 直線飛行 100m 以上のファイナルアプローチ
20. フレアによる停止
21. 安全なボディーランディング
22. 同乗者に負担をかけない着陸
23. ターゲット半径 50m 以内への着地

トラブルの予測と対処

24. 緊急時の対策

健康状態の把握と管理

26. パイロット自身の健康状態の把握と管理

学科科目

装備・機材の理解

1. 搭載重量と翼面荷重
2. 翼面荷重が飛行に及ぼす影響
3. 機体の運用限界
4. パイロットハーネス（タンデム用の緊急パラシュートを装備できるものを使用）
5. ハングループ（スイングライン）。パイロットとパッセンジャー、サブラインの取り方
6. 緊急パラシュート

保険制度の理解と確認

7. 保険制度の知識

フライトプラン

8. トラブルの原因と対策

緊急時の対応

9. 飛行中の注意点と緊急時の対処

関連制度の把握

10. 傷害保険と賠償責任保険の理解

H-1-7-4 HG-T 技能証学科検定試験規則

- 1) HG-T 技能証学科検定試験は、HG-T 技能証または HG-上級 T 技能証を有する HG 教員が随時行う。
- 2) HG-T 技能証学科検定試験は JHF から提供された試験問題を使用し、HG-T 技能証または HG-上級 T 技能証を有する HG 教員の監督の下に行わなければならない。
- 3) 学科検定試験を行った HG 教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しなければならない。
- 4) 学科検定試験を行った HG 教員は学科検定試験終了後、間違った理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない。
- 5) 学科検定試験を行った HG 教員は学科検定試験の合否を証明することができる。

H-1-7-5 HG-T 技能証実技検定試験

- 1) HG-T 技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、HG-T 技能証または HG-上級 T 技能証を有する HG 教員が随時行う。
- 2) 実技検定試験を実施した HG 教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、技能証の申請を速かに行わなければならない。

H-1-8 HG-上級 T 技能証(ハンググライディング上級タンデム技能証)

H-1-8-1 HG-上級 T 技能証の効力

HG-上級 T 技能証を有する者は、発効日から 3 年間に限り、管理された空域において、同乗者と共にタンデムハンググライダーによる競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うほか、HG-上級 T 技能証を有する HG 教員又は HG 助教員の依頼を受けた場合は、その指定された HG-T 技能証を有する者が行う HG-上級 T 技能証課程の練習飛行を監督することができる。

H-1-8-2 HG-上級 T 技能証の申請資格

HG-上級 T 技能証は、次に定める年齢、資格、及び経歴を有する者が申請することができる。

- 1) 申請を行う日迄に 18 歳に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) HG-T 技能証を有すること。
- 4) タンデム飛行のためのハンググライダーの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、HG-上級 T 技能証課程を修了すること。
- 5) HG-上級 T 技能証学科検定に合格すること。
- 6) HG-上級 T 技能証実技検定に合格すること。
- 7) ハンググライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 国内外で同等の技能証を取得したものは 3) から 6) の項目に該当しなくても理事会の承認があれば申請できる。
- 9) JHF が必要と認めた場合、指定した様式で健康診断書を提出すること

H-1-8-3 HG-上級 T 技能証課程と検定試験科目

実技科目 36 科目

実技検定 HG-上級 T 技能証を有する HG 教員をパッセンジャーとして、高度差 150m 以上または滞空時間 2 分以上の飛行に於いて、安全なタンデムフライトを行う。ただし、HG-上級 T 技能証を有する教員が 1 名もいない場合には、HG-T 技能証を有する教員検定員が同検定試験を行うことができる。

実技検定科目 タンデム 13 科目 (実技科目に◎印のついているもの)
ソロフライト 9 科目 (実技科目に○がついているもの)

学科科目 15 科目

学科試験 JHF 学科試験問題

HG-上級 T 技能証練習の注意点

実技練習

- ・HG-T 技能証取得後、パイロットとして、高度差 150m 以上または滞空時間 2 分以上のタンデムフライトを合計飛行回 50 回以上経験する。(HG-上級 T 練習飛行を含む)
- ・タンデム同乗者としての経験は特に必要としない。
- ・HG-T 技能証取得後の合計飛行時間は特に限定しない。
- ・HG-上級 T 技能証実技習得科目の習得

習得判断基準

実技習得科目の講習を受け、単独で各科目を 3 回以上成功した場合その科目を習得したものとする。

実技検定試験

合格基準 フライト検定を行い、安全に試験科目を行った場合を合格とする。不合格の場合は HG-上級 T 技能証を有する HG 教員の推薦(自薦は不可)を受けた上で再検定を行う。ただし、HG-上級 T 技能証を有する教員が 1 名もいない場合には、HG-T 技能証を有する教員検定員が同推薦を行うことができる。

学科検定試験

- ・JHF 出題の学科検定試験問題に合格すること

合格判定基準 正解率 80%以上

実技科目（○はソロ実技検定科目 ◎はタンデム実技検定科目）

フライトの準備

1. 機体・装備等の準備
2. 装備重量の確認
- ◎3. 同乗者への事前講習（ビデオ確認、口頭シミュレーション、フライトプランの説明）
- ◎4. 保険制度等の説明と同乗者の理解度確認
- ◎5. 同乗者の同意の確認（申込時の署名、及び飛行直前の口頭での同意確認）

フライトプラン

- ◎6. 予測される飛行条件
- ◎7. 同乗者へのフライトプランの説明
- ◎8. 予測されるトラブルへの事前措置

同乗者の管理

9. 心身の状態の把握と管理
- ◎10. 行動手順の説明と理解の確認

安全な離陸

- ◎○11. 装備の最終確認、ハングチェック
12. 補助者への適切な指示
- ◎○13. 離陸のタイミング
14. 1m/s～3m/s の向かい風で、補助者に頼らないテイクオフ
15. 4m/s～6m/s の向かい風で、補助者に適切な指示をしてテイクオフ

フライト技術と機材の理解

ソロ機での飛行技術の確認

- 16. セットアップとプレフライトチェック
- 17. テイクオフ（安定したホールドからのスムーズな加速と加重、ベースバーへの持ち替え）
- 18. 直線飛行中の失速と回復
- 19. 360度連続旋回（左右いずれか連続3回、45度バンク、開始・停止の方向一定）
- 20. 場周アプローチ（ダウンウィンドレグ、ベースレグ、ファイナルアプローチを明確に）
- 21. 安全なランディング（スピードコントロール、フレアのタイミング、ターゲット半径15m以内）

タンデム機での飛行技術の確認

- ◎22. 直線飛行中の失速と回復
- ◎23. 360度連続旋回（左右いずれか連続3回、45度バンク、開始・停止の方向一定）

安全な着陸

24. 8の字高度処理アプローチ
25. 場周アプローチ
26. アップライトに持ち替えるタイミングと同乗者への指示
- ◎○27. 直線飛行100m以上のファイナルアプローチ
28. フレアによる停止
29. 安全なボディーランディング
- ◎30. 同乗者に負担をかけない着陸
31. ターゲット半径25m以内への着地

トラブルの予測と対処

32. フライトエリアの山沈回収機材の準備状況把握

- 33. 事故発生時の対応マニュアル
- 34. 緊急時の対策

健康状態の把握と管理

- 35. 申込用紙にてパッセンジャーの病歴・薬の服用確認
- 36. パイロット自身の健康状態の把握と管理

学科科目

装備・機材の理解

- 1. 機体の使用限界（耐用年数）
- 2. パイロットハーネスの規定
- 3. カラビナの使用限界
- 4. ハングループ（スイングライン）。パイロットとパッセンジャー、サブラインの取り方
- 5. パッセンジャーのハーネスとヘルメット
- 6. タンデム用のレスキューパラシュート

同乗者の管理

- 7. 申込用紙での必要事項の確認と同意書の署名
- 8. 病歴及び薬の服用の確認
- 9. 事前説明。ビデオの活用
- 10. 口頭でのシミュレーション
- 11. フライトプランの説明
- 12. フライト直前における、同乗者への口頭での同意確認

保険制度の理解と確認

- 13. 施設賠償責任保険の理解、加入の確認
- 14. パイロットの事業用保険の理解、加入確認
- 15. パッセンジャーの傷害保険の理解、加入確認

H-1-8-4 HG-上級 T 技能証学科検定試験規則

- 1) HG-上級 T 技能証学科検定試験は、HG-上級 T 技能証を有する HG 教員が随時行う。ただし、HG-上級 T 技能証を有する教員が 1 名もいない場合には、HG-T 技能証を有する教員検定員が同検定試験を行うことができる。
- 2) HG-上級 T 技能証学科検定試験は JHF から提供された試験問題を使用し、HG-上級 T 技能証を有する HG 教員の監督の下に行わなければならない。ただし、HG-上級 T 技能証を有する教員が 1 名もいない場合には、HG-T 技能証を有する教員検定員が同検定試験を行うことができる。
- 3) 学科検定試験を行った HG 教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しなければならない。
- 4) 学科検定試験を行った HG 教員は学科検定試験終了後、間違った理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない。
- 5) 学科検定試験を行った HG 教員は学科検定試験の合否を証明することができる。

H-1-8-5 HG-上級 T 技能証実技検定試験

- 1) HG-上級 T 技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、HG-上級 T 技能証を有する HG 教員が随時行う。ただし、HG-上級 T 技能証を有する教員が 1 名もいない場合には、HG-T 技能証を有する教員検定員が同検定試験を行うことができる。
- 2) 実技検定試験を実施した HG 教員は実技検定試験終了後、採点を行い合否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、技能証の申請を速に行なわなければならない。

H-1-9 HG-助教員技能証(ハンググライディング助教員技能証)

H-1-9-1 HG-助教員技能証の効力

HG-助教員技能証を有する者は、発効日から3年間に限り次の各項に定める事項を行うことができる。

- 1) HG-A 級技能証課程、HG-B 級技能証課程、HG-C 級技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) HG-P 技能証課程、HG-NP 技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 3) HG-P 技能証を有する者を、HG-A 級技能証課程、HG-B 級技能証課程、HG-C 級技能証課程、HG-NP 技能証課程、HG-P 技能証課程にあるものの実技教育の助手として使用すること。
- 4) HG-P 技能証を有する者に、指定した HG-A 級技能証、HG-B 級技能証、HG-C 級技能証、HG-NP 技能証を有する者の飛行の監督を依頼すること。
- 5) HG-A 級技能証課程、HG-B 級技能証課程、HG-C 級技能証課程、HG-NP 技能証課程、HG-P 技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。

H-1-9-2 HG-助教員技能証の申請資格

ハンググライダー助教員技能証は、次に定める年令、資格及び経歴を有する者が申請することができる。

- 1) 申請を行う日迄に18歳に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) HG-P 技能証を有すること。
- 4) HG-P 技能証を取得後1年以上経過し、かつHG 教員の教育の助手として30日以上のハンググライディング教育実務経験を有すること。この実務経験はHG 教員により証明された指導経歴書によって確認する。
- 5) HG-助教員技能証課程を修了していること。
- 6) 正会員(都道府県連盟)の推薦を受けること。
- 7) JHF が公認し、HG-助教員検定員が実施する、正会員(都道府県連盟)主催のHG 助教員学科検定、実技検定に合格すること。
- 8) 有効な、消防署が行う普通救急救命講習会以上の受講証明、又は日本赤十字社が行う救急法基礎講座以上の受講証明、又はこれらと同等であると理事会が認める救急講習の受講証明を有すること。医師、看護師(准看護師を含む)、及び消防士は上記講習の受講証明を免除する。

H-1-9-3 HG-助教員技能証課程と検定試験科目

1. 目 標 : HG 助教員技能の習得

教員の監督下でのハンググライダー操縦の教育を行う技能を取得する。

2. 練習生 : HG-P 技能証を有するもの

- #### 3. 練習 :
- HG 教員の監督下で教育の助手としてHG-P 技能証を取得後1年以上経過したもので、かつ30日以上のハンググライディング教育実務経験を有すること。
この実務経験はHG 教員によって証明された指導経歴書によって確認する。

- #### 4. 科目数 :
- | | |
|------|-------|
| 実技科目 | 15 科目 |
| 学科科目 | 2 科目 |

5. 実技科目表

1. 各技能証課程での飛行準備(機体、装備品、その他の用意と安全性確認)の指導
2. 各技能証課程でのフライトプラン(各練習科目)の指導
3. 各技能証課程でのテイクオフ(周囲警戒、気象判断、出発決心)の指導
4. 各技能証課程でのランディングアプローチ(ランディング地帯への進入判断、地上の障害物・人など)の指導
5. クロスウインドでのランディングの模範演技と指導
6. 指定地ランディング(半径15m以内へのランディング)の模範演技と指導
7. 360度旋回(深いバンク)の模範演技と指導

8. 360度旋回（最小沈下・浅いバンク）の模範演技と指導
9. 180度サイドアプローチの模範演技と指導
10. オーバーヘッドアプローチの模範演技と指導
11. サーマルソアリング（センタリングによる高度習得）の模範演技と指導
12. ソアリング（リッジ及びサーマルによる飛行）の模範演技と指導
13. 各技能証課程での機材の点検・調整の指導
14. 各技能証課程での機材の保守・修理の指導
15. 各技能証過程での学科の指導
16. 助教員技能証総合科目 6. 8. 10. 11. 12. 15

習得判断基準： 練習生に解りやすく、安全に指導ができ、安全が確保された飛行模範演技を行えること

6. 学科科目表

1. 各技能証課程の学科科目を JHF のテキストに準じて講習を行う
2. 傷害保険、賠償責任保険、の理解

7. HG-助教員技能証検定試験

1. 実技検定試験科目 1. 2. 3. 6. 8. 10. 11. 12
 合格基準 試験科目を実演し高度な安全性を確保された模範演技飛行ができる

2 学科検定試験科目

- ・ 正会員(都道府県連盟)が主催し、HG 助教員検定員が監督を行う HG-助教員学科検定試験に合格すること。
- ・ 合格判定基準 正解率 70%以上

H-1-9-4 HG-助教員技能証学科検定試験規則

- 1) HG-助教員技能証学科検定試験は、正会員(都道府県連盟)により開催の60日前迄にJHFに申請し、受理されなければならない。
- 2) HG-助教員技能証学科検定試験は、JHFから提供された試験問題を使用し、HG-助教員検定員証を有するHG教員の監督の下に行わなければならない。
- 3) 学科検定試験を行ったHG教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しなければならない。
正解率70%以上を合格とする。
- 4) 学科検定試験を行ったHG教員は学科検定試験終了後、間違った理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない
- 5) 学科検定試験を行ったHG教員は学科検定試験の合否を証明することができる。

H-1-9-5 HG-助教員技能証実技検定試験規則

- 1) HG-助教員技能証実技検定試験は、正会員(都道府県連盟)により開催の60日前迄にJHFに申請し、受理されなければならない。
- 2) 実技検定試験を実施したHG教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、正会員(都道府県連盟)の推薦を受けた後、技能証の申請を速に行わなければならない。

H-1-10 HG-教員技能証(ハンググライディング教員技能証)

H-1-10-1 HG-教員技能証の効力

HG-教員技能証を有する者は、発効日から3年間に限り次の各項に定める事項を行うことができる。

- 1) HG-A 級技能証課程、HG-B 級技能証課程、HG-C 級技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) HG-P 技能証課程、HG-NP 技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 3) HG-P 技能証を有する者を、HG-A 級技能証課程、HG-B 級技能証課程、HG-C 級技能証課程、HG-NP 技能証課程、HG-P 技能証課程にあるものの実技教育の助手として使用すること。
- 4) HG-P 技能証を有する者に、指定した HG-A 級技能証、HG-B 級技能過程証、HG-C 級技能証、HG-NP 技能証を有する者の飛行の監督を依頼すること。
- 5) HG-A 級技能証課程、HG-B 級技能証課程、HG-C 級技能証課程、HG-NP 技能証課程、HG-P 技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。
- 6) HG-助教員技能証を有する者が行う HG-技能証課程の実技教育、学科教育の監督を行うこと。
- 7) HG-A 級技能証及び HG-B 級技能証、HG-C 級技能証の学科検定試験、実技検定試験を行い、その合否を判定し証明すること。
- 8) HG-NP 技能証課程、HG-P 技能証の学科検定、実技検定試験を行い、その合否を判定し証明すること。

H-1-10-2 HG-教員技能証の申請資格

HG-教員技能証は、次に定める年令、資格及び経歴を有する者が申請することができる。

- 1) 申請を行う日迄に20歳に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) HG-助教員技能証を有すること。
- 4) HG-助教員技能証を取得後1年以上経過し、かつ30日以上ハンググライディング教育実務経験を有すること。この実務経験はHG教員により証明された指導経歴書によって確認する。
- 5) HG-教員技能証課程を修了していること。
- 6) 正会員(都道府県連盟)の推薦を受けること。
- 7) JHFが公認し、HG教員検定員が実施する、実技検定、学科検定、教習実技検定に合格すること。
- 8) 有効な、消防署が行う普通救急救命講習会以上の受講証明、又は日本赤十字社が行う救急法基礎講座以上の受講証明、又はこれらと同等であると理事会が認める救急講習の受講証明を有すること。医師、看護師(准看護師を含む)、及び消防士は上記講習の受講証明を免除する。

H-1-10-3 HG-教員技能証課程と検定試験科目

1. 目 標：教員技能の習得
ハンググライダー操縦の教育を行う技能を取得する。
2. 練習生： HG 助教員
3. 練習： HG-助教員技能証を取得後1年以上経過し、かつ30日以上ハンググライディング教育実務経験を有すること。
この実務経験はHG教員によって証明された指導経歴書によって確認する。
4. 科目数： 実技科目 17 科目
学科科目 2 科目
5. 実技科目表
 1. 各技能証課程での飛行準備(機体、装備品、その他の用意と安全性確認)の指導
 2. 各技能証課程でのフライトプラン(各練習科目)の指導
 3. 各技能証課程でのテイクオフ(周囲警戒、気象判断、出発決心)の指導
 4. 各技能証課程でのランディングアプローチ(ランディング地帯への進入判断、地上の障害物・人など)の指導
 5. クロスウインドでのランディングの模範演技と指導

6. 指定地ランディング（半径 15m 以内へのランディング）の模範演技と指導
7. 360 度旋回（深いバンク）の模範演技と指導
8. 360 度旋回（最小沈下・浅いバンク）の模範演技と指導
9. 180 度サイドアプローチの模範演技と指導
10. オーバーヘッドアプローチの模範演技と指導
11. サーマルソアリング（センタリングによる高度習得）の模範演技と指導
12. ソアリング（リッジ及びサーマルによる飛行）の模範演技と指導
13. 各技能証課程での機材の点検・調整の指導
14. 各技能証課程での機材の保守・修理の指導
15. 各技能証課程での JHF テキストに基づいた学科科目講習
16. HG 教員技能証総合科目 6. 8. 10. 11. 12. 15

習得判断基準：練習生に解りやすく安全に指導ができ、安全が確保された飛行模範演技を行えること

6. 学科科目表

1. JHF テキスト内容全部
2. エリア管理と保険
3. JHF 技能証規程
4. JHF 教員の心構え
5. 救急法

7. HG-教員技能証検定試験

1. 実技検定試験科目 1. 2. 3. 6. 8. 10. 11. 12.
合格基準 試験科目を実演し高度な安全性を確保された高度な模範演技飛行ができる
2. 学科検定試験科目
 - ・ JHF が主催し、HG 教員検定員が監督する HG-教員学科検定試験に合格し HG-教員学科認定証を得ること
 - ・ 合格判定基準 正解率 70%以上
3. 教習実技検定試験
 - ・ JHF が主催し、HG 教員検定員が監督する HG-教員教習実技検定試験に合格し HG-教員教習実技認定証を得ること
 - ・ 合格判定基準 採点評価 70%以上

H-1-10-4 HG-教員技能証学科検定試験規則

- 1) HG-教員技能証学科検定試験は、JHF 教習検定委員会により開催の 60 日前迄に JHF 理事会に申請し、受理されなければならない。
- 2) HG-教員技能証学科検定試験は技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、HG-教員検定員証を有する HG 教員の監督の下に行わなければならない。
- 3) HG-教員技能証学科試験を実施、監督した HG 教員検定員は学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し JHF に速やかに報告しなければならない。
正解率 70%以上を合格とする。
- 4) HG-教員技能証学科検定試験を実施、監督した HG 教員検定員は学科検定試験終了後、合格者の学科認定証を速やかに申請しなければならない。
- 5) HG-教員技能証実技認定証、HG 教習実技認定証を併せ有する者が HG 学科検定試験に合格した場合、HG 教員検定員は合格者の HG-教員技能証を速やかに申請しなければならない。

H-1-10-5 HG-教員技能証実技検定試験規則

- 1) HG-教員技能証実技検定試験は、JHF 教習検定委員会が開催の 60 日前迄に JHF 理事会に申請し、受理されなければならない。
- 2) HG-教員技能証実技検定試験は HG-教員検定員証を有する HG 教員の監督の下に行わなければならない。

- 3) HG-教員技能証実技試験を実施、監督した HG 教員検定員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し JHF に速やかに報告しなければならない。
- 4) HG-教員技能証実技検定試験を実施、監督した HG 教員検定員は学科検定試験終了後、合格者の実技認定証を速やかに申請しなければならない。
- 5) HG-教員技能証学科認定証と HG-教員技能証教習実技認定証を併せ有する者が HG 教員実技検定試験に合格した場合、HG 教員検定員は合格者の HG-教員技能証を速やかに申請しなければならない。

H-1-10-6 HG-教員技能証教習実技検定試験規則

- 1) HG-教員技能証教習実技検定試験は、JHF 教習検定委員会が開催の 60 日前迄に JHF 理事会に申請し、受理されなければならない。
- 2) HG-教員技能証教習実技検定試験は HG-教員検定員証を有する HG 教員の監督の下に行わなければならない。
- 3) HG-教員技能証教習実技試験を実施、監督した HG 教員検定員は教習実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し JHF に速やかに報告しなければならない。
- 4) HG-教員技能証教習実技検定試験を実施、監督した HG 教員検定員は学科検定試験終了後、合格者の教習実技認定証を速やかに申請しなければならない。
- 5) HG-教員技能証学科認定証と HG-教員技能証実技認定証を併せ有する者が HG 教員教習実技検定試験に合格した場合、HG 教員検定員は合格者のハングラグライディング教員技能証を速やかに申請しなければならない。

H-1-11 HG-C 級技能証(ハンググライディングC級パイロット技能証)

H-1-11-1 HG-C 級技能証の効力

HG-C 級技能証を有する者は、HG 教員又は HG 助教員の監督を受ける場合及び、HG 教員又は HG 助教員からその監督を依頼された HG-P 技能証を有する者の監督を受ける場合に、その習得した技能の範囲内での飛行の練習を行うことができる。

HG-NP 技能証の運用開始後は、新規に HG-C 級技能証の発行は行わない。それまでに習得した HG-C 級技能証は引き続き有効とする。

H-1-11-2 HG-C 級技能証の申請資格

HG-C 級技能証は、次に定める年齢、資格、及び経歴を有する者が申請することができる。

- 1) 申請を行う日迄に 14 歳に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) HG-B 級技能証を有すること。
- 4) ハンググライダーの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、HG-C 級技能証課程を修了すること。
- 5) HG-C 級技能証の学科検定試験の合格すること。
- 6) HG-C 級技能証実技検定に合格すること。
- 7) ハンググライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 18 歳未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 9) 国内外で同等の技能証を取得したものは 3) から 6) の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請できる。

H-1-11-3 HG-C 級技能証課程と検定試験科目

1. 目標：HG-C 級技能の習得

単独にてハンググライダーを操縦し、左 360 度旋回および右 360 度旋回を行う技能および指定された地点に進入を行って着陸する技能を習得する。

2. 練習生：HG-B 級技能証を有する者。

3. 練習：合計飛行時間 10 時間以上 成功飛行回数 50 回以上 1 回 30 分以上のリフト内飛行を 3 回以上

4. 科目数 実技科目 16 科目 学科科目 29 科目

5. 実技科目表：

- 1 機材取扱い（緊急パラシュートの装着および使用法の理解・シミュレーションでの放出）
習得判断基準
3 回成功した場合、各技能を習得したものとみなす

6. 学科科目

ハンググライダー及び装備

- 1 デザインの要素(上級機の特徴)
- 2 メンテナンス
- 3 計器(昇降計、高度計、速度計、コンパス、バログラフ)
- 4 服装と装備Ⅱ(高高度飛行のための)

パイロット

- 5 管理
- 6 身体的要素

空気力学

- 7 失速Ⅱ(旋回中、加速、リフトの中、突風、乱気流)
- 8 スピン、スパイラル、横滑り、スリップ
- 9 ポーラカーブ(失速、最小沈下、最良滑空、最高速度)
- 10 風の効果(ベンチュリー効果)
- 11 翼端流(アスペクト比、地面効果)

気象学

- 12 突風、乱気流、リフト、風下、ウインドシアア、サーマル、変化、
- 13 サーマル I (乱気流、雲、温度)
- 14 雲 I (積雲、積乱雲、レンズ雲)
- 15 気団と前線(寒冷前線と温暖前線)
- 16 ウェーブ(乱気流、場所、雲、温度)
- 17 サーマル II (メカニズム、発生から消滅、利用法)
- 18 寒冷前線(メカニズム、危険性、兆候)
- 19 雲 II (フライト条件)
- 20 天気予報

ルールと規則

- 21 空域と他の航空交通(管制空域と空港・その他の空域)
- 22 情報
- 23 その他の規則

実際の飛行と安全

- 24 フライトプラン(計画にそったフライト)
- 25 危険及び緊急の状況 (技術不足のテイクオフ・クラッシュ・エマージェンシーランディング、標高 1、500m 以上でのテイクオフ・ぎりぎりの演習 (緊急動作・慣れない状態・身体と精神の要素・パイロットマナー不足・めまい・緊急時の演習・事故)
- 26 ツリーランディングの対処
- 27 クロスウインド飛行(偏流修正飛行)
- 28 ソアリング

7. HG-C 級技能証検定試験

- 1 実技検定試験科目 4・9・10・11
- 2 フライトプラン(上空でのタスクとアプローチの方法)
- 3 飛行準備(機体、装備品、その他の用意と安全性の点検、確認)
- 4 周囲警戒(空中および地上の安全性確認、他機警戒)
- 5 テイクオフ(補助者付きのテイクオフ)
- 6 リフトの中での飛行
- 7 最小沈下速度での飛行(直線飛行、緩旋回飛行、正常飛行への回復)
- 8 高速飛行(直線飛行、緩旋回飛行、正常飛行への回復)
- 9 180 度旋回左右連続(3 回連続、開始、切替、停止方向一定)
- 10 クロスウインド飛行
- 11 360 度連続旋回(開始方向と停止方向、持続操作)
- 12 軽い失速および回復(直線飛行中)
- 13 ソアリング要領(リフト内での旋回、失速に対する注意・合計 1 時間以上)
- 14 正確なアプローチとランディング(8 字旋回高度処理、半径 25m 以内)
- 15 機体および装備品の保守・点検
- 16 HG-C 級技能証総合科目 9・11・13・14

合格基準

試験科目を実演し単独にて安全に安定した飛行ができる

2 学科検定試験科目

- ・ HG 教員が行う HG-C 級技能証学科検定試験に合格すること
- ・ 合格判定基準 正解率 70%以上

H-1-11-4 HG-C 級技能証学科検定試験規則

- 1) HG-C 級技能証学科検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、JHF 作成の学科試験問題を使用し HG 教員が随時行う。
ただし、口頭試問でも可とする。
- 2) HG 教員は学科検定試験終了後、採点を行い、可否を判定し、実技検定試験に併せて合格した者の

技能証の申請を速やかに行わなければならない。正解率 70%以上を合格とする。

H-1-11-5 HG-C 級技能証実技検定試験規則

- 1) HG-C 級技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、HG 教員が随時行う。
- 2) HG 教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、学科検定試験に併せて合格した者の技能証の申請を速やかに行わなければならない。

H-2 ハンググライディング技能証を併せ有する者の効力

ハンググライディング技能証を併せ有する場合について、飛行および教習に関する効力について定める。

飛行に関する効力

以下の組み合わせでハンググライディング技能証を併せ有する者は、航空法などあらゆる関連法規を遵守した上で、各技能証の範囲で競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うことができる。

H-2-1 HG-XC 技能証と HG-補助動力技能証を併せ有する者の効力

HG-XC 技能証と HG-補助動力技能証を併せ有する者は、補助動力ハンググライダークロスカントリー飛行を行うことができる。

H-2-2 HG-XC 技能証と HG-T 技能証を併せ有する者の効力

HG-XC 技能証と HG-T 技能証を併せ有する者は、1名の同乗者と共にタンデムハンググライダークロスカントリーフライトを行うことができる。

H-2-3 HG-補助動力技能証と HG-T 技能証を併せ有する者の効力

HG-補助動力技能証と HG-T 技能証を併せ有する者は、管理された空域において、1名の同乗者と共に補助動力タンデムハンググライダーによる飛行を行うことができる。

H-2-4 HG-XC 技能証、HG-補助動力技能証、HG-T 技能証を併せ有する者の効力

HG-XC 技能証、HG-補助動力技能証、HG-T 技能証を併せ有する者は、1名の同乗者と共に補助動力タンデムハンググライダークロスカントリーフライトによる飛行を行うことができる。

教習に関する効力

HG 教員または HG-助教員技能証を有する者で以下のハンググライディング技能証を併せ有する者は、以下に記載の教習を行うことができる。

H-2-5 HG-補助動力技能証と HG-教員技能証または HG-助教員技能証を併せ有する者の効力

HG-補助動力技能証と HG-助教員技能証併せ併せ有する者は次の各項に定める事項を行うことができる。

- 1) HG-補助動力技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) HG-補助動力技能証を有する者を、HG-補助動力技能証課程の実技教育の助手として使用すること。
- 3) HG-補助動力技能証を有する者に、指定した HG-P 技能証を有する者が行う HG-補助動力技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 4) HG-補助動力技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。

HG-補助動力技能証と HG-教員技能証を併せ有する者は、上記 1)-4) に加えて次の各項に定める事項を行うことができる。

- 5) HG-補助動力技能証と HG-助教員技能証を併せ有する者が行う HG-補助動力技能証課程の実技教育

及び学科教育の監督を行うこと。

- 6) HG-補助動力技能証の学科検定、実技検定試験を実施し合否を判定し証明すること。

H-2-6 HG-XC 技能証と HG-教員技能証または HG-助教員技能証を併せ有する者の効力

HG-XC 技能証と HG-助教員技能証を併せ有する者は次の各項に定める事項を行うことができる。

- 1) HG-XC 技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) HG-XC 技能証を有する者を、HG-XC 技能証課程の実技教育の助手として使用すること。
- 3) HG-XC 技能証を有する者に、指定した HG-P 技能証を有する者が行う HG-XC 技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 4) HG-XC 技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。

HG-XC 技能証と HG-教員技能証を併せ有する者は、上記 1)-4) に加えて次の各項に定める事項を行うことができる。

- 5) HG-XC 技能証と HG-助教員技能証を併せ有する者が行う HG-XC 技能証課程の実技教育及び学科教育の監督を行うこと。
- 6) HG-XC 技能証の学科検定、実技検定試験を実施し合否を判定し証明すること。

H-2-7 HG-T 技能証と HG-教員技能証または HG-助教員技能証を併せ有する者の効力

HG-T 技能証と HG-助教員技能証を併せ有する者は次の各項に定める事項を行うことができる。

- 1) HG-T 技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) HG-T 技能証を有する者を、HG-T 技能証課程の実技教育の助手として使用すること。
- 3) HG-T 技能証を有する者に、指定した HG-P 技能証を有する者が行う HG-T 技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 4) HG-T 技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。

HG-T 技能証と HG-教員技能証を併せ有する者は、上記 1)-4) に加えて次の各項に定める事項を行うことができる。

- 5) HG-T 技能証と HG-助教員技能証を併せ有する者が行う HG-T 技能証課程の実技教育及び学科教育の監督を行うこと。
- 6) HG-T 技能証の学科検定、実技検定試験を実施し合否を判定し証明すること。

H-2-8 HG-上級 T 技能証と HG-教員技能証または HG-助教員技能証を併せ有する者の効力

HG-上級 T 技能証と HG-助教員技能証を併せ有する者は次の各項に定める事項を行うことができる。

- 1) HG-T 技能証課程および HG-上級 T 技能証の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) HG-上級 T 技能証を有する者を、HG-上級 T 技能証課程の実技教育の助手として使用すること。
- 3) HG-T 技能証を有する者に、指定した HG-P 技能証を有する者が行う HG-T 技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 4) HG-上級 T 技能証を有する者に、指定した HG-P 技能証を有する者が行う HG-T 技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 5) HG-上級 T 技能証を有する者に、指定した HG-T 技能証を有する者が行う HG-上級 T 技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 6) HG-T 技能証課程および HG-上級 T 技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。

HG-上級 T 技能証と HG-教員技能証を併せ有する者は、上記 1)-6) に加えて次の各項に定める事項を行うことができる。

- 7) HG-T 技能証と HG-助教員技能証を併せ有する者が行う HG-T 技能証課程の実技教育及び学科教育の監督を行うこと。
- 8) HG-上級 T 技能証と HG-助教員技能証を併せ有する者が行う HG-T 技能証課程および HG-上級 T 技能証課程の実技教育及び学科教育の監督を行うこと。
- 9) HG-T 技能証および HG-上級 T 技能証の学科検定、実技検定試験を実施し、合否を判定すること。

H-3 ハンググライディング検定員証

JHF は、検定技能に応じて検定員証を制定し、その検定技能を証明するため、申請により効力の定められた検定員証を発行する。

ハンググライディング検定員証の種類

- 1) HG-助教員検定員証(ハンググライディング助教員検定員証)
- 2) HG-教員検定員証(ハンググライディング教員検定員証)

H-3-1 HG-助教員検定員証(ハンググライディング助教員検定員証)

H-3-1-1 HG-助教員検定員証の効力

HG-助教員検定員証を有する者は、検定員証の発行日から 3 年間に限り次の各項に定める事項を行うことができる。

- 1) 正会員(都道府県連盟)主催のHG-助教員技能証実技検定試験、学科検定試験の開催を申請し、実施の際には採点を行い、合否を判定すること。
- 2) 正会員(都道府県連盟)及びJHFに合格した者の証明を行うこと。

H-3-1-2 HG-助教員検定員証の申請資格

HG-助教員検定員証の申請は、次に定める年令、資格及び経歴を有する者が申請することができる。

- 1) 申請を行う日迄に 25 歳に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) 有効なHG-教員技能証を有すること。
- 4) HG-教員技能証を取得後 3 年以上経過し、HG 助教員教育実務経験を有すること。ただし、正会員(都道府県連盟)が認めた場合はこの限りではない。
- 5) 正会員(都道府県連盟)の推薦を受けること。

H-3-2 HG-教員検定員証(ハンググライディング教員検定員証)

H-3-1 HG-教員検定員証の効力

HG-教員検定員証を有する者は、検定員証の発行日から 3 年間に限り次の各項に定める事項を行うことができる。

- 1) JHF 主催のHG-教員技能証実技検定試験、学科検定試験、教習実技検定試験の開催を申請し、実施の際には採点を行い、合否を判定すること。
- 2) 正会員(都道府県連盟)主催のHG-助教員技能証実技検定試験、学科検定試験、教習実技検定試験の開催を申請し、実施の際には採点を行い、合否を判定すること。
- 3) JHF に合格した者の証明を行うこと。

H-3-2 HG-教員検定員証の申請資格

HG-教員検定員証は、次に定める年令、資格及び経歴を有する者が申請することができる。

- 1) 申請を行う日迄に 25 歳に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) 有効なHG-教員技能証を有すること。
- 4) HG-教員技能証を取得後 3 年以上経過し、過去 3 年以内に JHF 主催の教員検定員研修会に参加の経験を有すること。
- 5) 正会員(都道府県連盟)および JHF スクール事業委員会の推薦を受け JHF 理事会の承認を得ること。

H-4 ハンググライディング認定証

ハンググライディング認定証とは、HG 教員技能証、HG 助教員技能証の検定試験を受けた者がそれぞれの検定試験の一部に合格した場合、2 年間の期限を定めてその合格を有効とし、検定試験の免除を行う為に発行するものである。

ハンググライディング認定証の種類

- 1) HG-助教員実技認定証(ハンググライディング助教員実技認定証)
- 2) HG-助教員学科認定証(ハンググライディング助教員学科認定証)
- 3) HG-教員実技認定証(ハンググライディング教員実技認定証)
- 4) HG-教員学科認定証(ハンググライディング教員学科認定証)
- 5) HG-教員教習実技認定証(ハンググライディング教員教習実技認定証)

H-4-1 HG-助教員実技認定証(ハンググライディング助教員実技認定証)

H-4-1-1 HG-助教員実技認定証の効力

HG-助教員実技認定証を有する者は、認定証の発行日から 2 年間に限り、HG-助教員技能証実技検定試験が免除される。

H-4-1-2 HG-助教員実技認定証の申請資格

HG-助教員実技認定証を有するものがHG-助教員学科検定試験に合格した場合、正会員(都道府県連盟)の推薦により助教員技能証の申請ができる。

H-4-2 HG-助教員学科認定証(ハンググライディング助教員学科認定証)

H-4-2-1 HG-助教員学科認定証と効力

HG-助教員学科認定証を有する者は、認定証の発行日から 2 年間に限り、HG-助教員技能証学科検定試験が免除される。

H-4-2-2 HG-助教員学科認定証の申請資格

HG-助教員学科認定証を有するものがHG-助教員実技検定試験に合格した場合、正会員(都道府県連盟)の推薦により助教員技能証の申請ができる。

H-4-3 HG-教員実技認定証(ハンググライディング教員実技認定証)

H-4-3-1 HG-教員実技認定証の効力

HG-教員実技認定証を有する者は、認定証の発行日から 2 年間に限り、HG-教員技能証実技検定試験が免除される。

H-4-3-2 HG-教員実技認定証の申請資格

HG-教員実技認定証を有するものがHG-教員学科検定試験(又は学科認定証)、HG 教員教習実技検定試

験（又は教習実技認定証）に合格した場合、正会員（都道府県連盟）の推薦により教員技能証の申請ができる。

H-4-4 HG-教員学科認定証（ハンググライディング教員学科認定証）

H-4-4-1 HG-教員学科認定証の効力

HG-教員学科認定証を有する者は、認定証の発行日から 2 年間に限り、HG-教員技能証学科検定試験が免除される。

H-4-4-2 HG-教員学科認定証の申請資格

HG-教員学科認定証を有するものが HG 教員実技検定試験（又は実技認定証）、HG 教員教習実技検定試験（又は教習実技認定証）に合格した場合、正会員（都道府県連盟）の推薦により教員技能証の申請ができる。

H-4-5 HG-教員教習実技認定証（ハンググライディング教員教習実技認定証）

H-4-5-1 HG-教員教習実技認定証の効力

HG-教員教習実技認定証を有する者は、認定証の発行日から 2 年間に限り、HG 教員教習実技検定試験が免除される。

H-4-5-2 HG-教員教習実技認定証の申請資格

HG-教員教習実技認定証を有するものが HG 教員実技検定試験（又は実技認定証）、HG-教員学科検定試験（又は学科認定証）に合格した場合、正会員（都道府県連盟）の推薦により教員技能証の申請ができる。